

社会福祉法人金亀会 評議員選任・解任委員会運営細則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人金亀会（以下「法人」という。）の定める定款第6条第1項に規定する評議員選任・解任委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第2条 社会福祉法人金亀会定款第6条第2項の規定により委員会の委員となる監事は、監事による互選とし、事務局からの委員は、事務局による互選とする。

2 委員会の外部委員は次のいずれにも該当しない者を理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

- (1) 当法人又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む。）の業務を執行する者又は使用人
- (2) 前号に該当する者の配偶者又は三親等以内の親族

(任期)

第3条 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の任期の満了までとする。

(委員の解任)

第4条 委員が次のいずれかに該当するときは、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(招集)

第5条 委員会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。

2 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催する事ができる。

(議長)

第6条 委員会の議長は、委員会に出席した委員の中から互選する。

2 議長は、委員会の会務を総理する。

(情報提供等)

第7条 理事会は、委員会に評議員の選任及び解任の候補者（以下「候補者」という。）を提案しようとするときは、委員会に次の情報を提供しなければならない。

- (1) 候補者の経歴
- (2) 候補者を選任する場合にあっては、候補者との法人及びこの法人の役員との関係
- (3) 前2号に掲げるもののほか、候補者に関する情報

2 委員会は、解任の提案をされた被解任評議員に弁明の機会を保障する。

(選任手続)

第8条 評議員の選任は、候補者1名ごとに行う。ただし、出席委員の全員が賛成した場合、候補者全員を対象として一括して選任することができる。

2 委員会の議決には、議長も参加する。

(議事録)

第9条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、出席した委員の全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

2 委員会の議事録は、次の事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 委員会が開催された日時及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及び結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 議事録は、委員会の日から10年間事務所に備え置かなければならない。

(報酬)

第10条 委員の報酬額は、理事会の決議を経て理事長が定める。

2 委員には、その職務を行う為に要する費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

附 則

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

2 社会福祉法等の一部を改正する法律附則第9条第1項の規定により選任される評議員の選任に係る委員会の委員の任期に関する第3条の規定の適用については、同条中「就任後」とあるのは、「この規程の施行の日以後」とする。

3 平成30年3月21日 改訂
令和元年6月23日 改訂